

長野労働局発表

(5-71)

令和6年1月30日

担当

職業安定部職業安定課

課長 松本 賢一郎

課長補佐 田中正樹

労働市場情報官 岡部 瑞穂

電話 026-226-0865

## 最近の雇用情勢 (令和5年12月分)

長野労働局(局長 <sup>ひさどみ</sup>久富 <sup>やすお</sup>康生)は、令和5年12月分の県内の雇用情勢をとりまとめました。

- 令和5年12月の有効求人倍率(季節調整値)は 1.36倍で、前月を0.02ポイント下回り、3か月連続の低下となった。
- 有効求人数(季節調整値)は44,298人で前月に比べ0.7%減少し、有効求職者数(同)は32,608人で前月に比べ1.1%増加した。
- 新規求人倍率(季節調整値)は2.16倍となり、前月を0.10ポイント下回った。

- 12月の新規求人数(実数値)は14,931人となり、前年同月比で7.4%減少した。
- 産業別(大分類)にみると、前年同月比で増加した業種は、G情報通信業、P医療、福祉であり、その他の業種では前年同月比で減少した。
- 12月の新規求職者数(実数値)は6,173人となり、前年同月比で5.8%増加した。新規常用求職者(3,389人)のうち、「事業主都合離職者」は416人となり、前年同月比で5.3%増加し、「自己都合離職者」は1,195人となり、前年同月比で0.8%増加し、「在職者」は1,518人となり、前年同月比で11.2%増加した。
- 12月の就職件数は2,018件となり、前年同月比で7.9%増加した。このうち常用就職件数は978件となり、前年同月比で3.2%増加した。パートタイム就職件数は988件となり、前年同月比で15.4%増加した。

雇用情勢は、堅調に推移している。

ただし、物価上昇等が雇用に与える影響を注視する必要がある。

## ～ 用語の解説 ～

- 〔一般〕 一般とは常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。
- 〔常用〕 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがない、または4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)をいう。
- 〔パート〕 一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている、通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べて短い就業形態をいう。
- 〔臨時・季節〕 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいう。  
季節とは、季節的な労働需要に対し、または季節的な余暇を利用して一定の期間(4か月未満、4か月以上の別を問わない)を定めて就労する仕事をいう。
- 〔求職者数〕 新規求職申込件数とは、公共職業安定所でその月のうちに新たに受けた求職申込件数をいう。  
月間有効求職者数とは「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数である。
- 〔求人数〕 新規求人数とは、その月のうちに新たに受けた求人数(採用予定人員)をいう。  
月間有効求人数とは「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数である。
- 〔就職件数〕 自安定所の有効求職者に対して、全国のハローワークで受理した求人を自安定所の紹介により就職が確認された件数。したがって、自己就職・縁故就職等は除かれる。
- 〔求人倍率〕 求職者の1人あたり、求人数がどれだけあるか、その割合をみるものである。  
算出の方法は、次のとおりである。
- $$\text{新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職者数}} \qquad \text{有効求人倍率} = \frac{\text{月間有効求人数}}{\text{月間有効求職者数}}$$
- 〔正社員〕 パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。
- 〔季節調整値〕 月別の時系列には、天候や社会習慣等の影響により毎年季節的に繰り返される一年周期の変動(季節変動)が含まれていることがあり、そのような系列をみるだけでは変動要因が判断できない場合もある。このような季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節変動を除去してから、数値の比較を行う必要がある。  
この季節変動の除去を「季節調整」と言い、これにより、季節調整値(季節調整された数値)は、前月との比較の際に使用し、実数値(季節調整していない数値)は、前年同月との比較の際に使用する。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募、就職が確認された件数が含まれる。

# 最近の雇用情勢

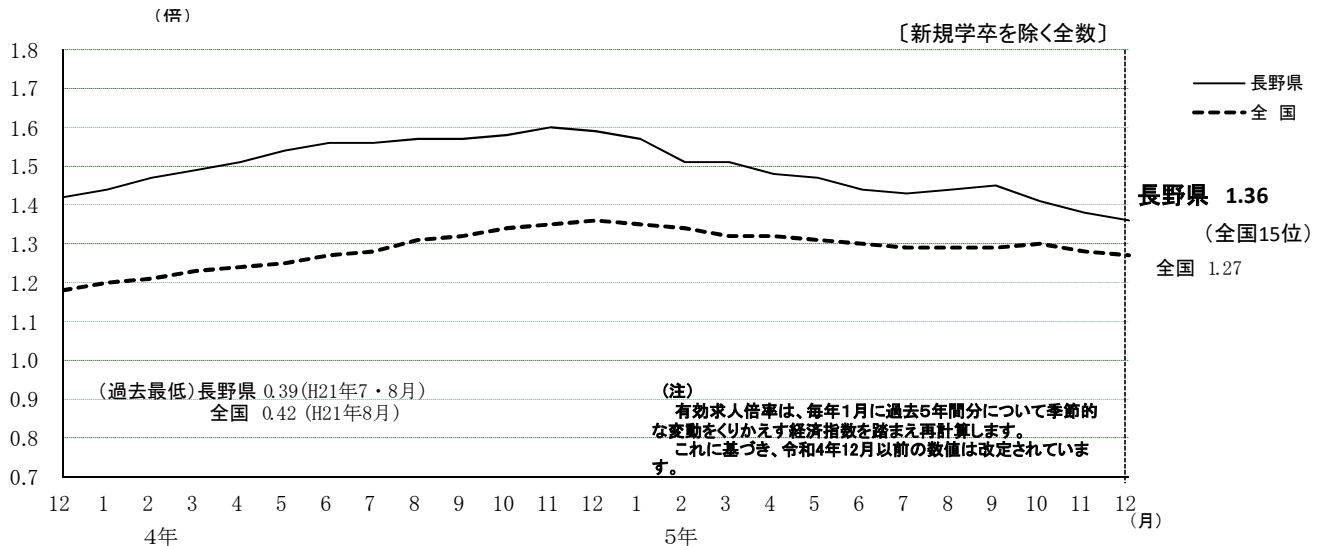
〔令和5年12月分〕

## 1 求人・求職の状況

### ① 有効求人倍率(季節調整値)の推移

令和5年12月の有効求人倍率(季節調整値)は1.36倍となり、前月より0.02ポイント下回った。

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最近年	1.59	1.57	1.51	1.51	1.48	1.47	1.44	1.43	1.44	1.45	1.41	1.38	1.36
前年	1.42	1.44	1.47	1.49	1.51	1.54	1.56	1.56	1.57	1.57	1.58	1.60	1.59



### ※ 月間有効求人・求職(季節調整値)の推移

	12月	5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月間有効 求人数	49,466	49,571	49,196	49,233	48,535	47,366	46,231	46,016	46,133	46,428	45,345	44,589	44,298
月間有効 求職者数	31,111	31,648	32,641	32,643	32,762	32,222	32,063	32,182	31,996	31,999	32,056	32,240	32,608

### ② 地域別有効求人倍率(実数値:以下同じ)

12月の有効求人倍率を地域別に見ると、全ブロックで前年同月を下回った。また、安定所別でもすべての安定所で前年同月を下回った。

[新規学卒を除く全数]

地域別 (前年同月比 ポイント) 《前月》	北信 1.46 (▲0.18) 《1.46》				東信 1.49 (▲0.25) 《1.51》		中信 1.45 (▲0.31) 《1.47》			南信 1.43 (▲0.24) 《1.41》		
	長野	篠ノ井	飯山	須坂	上田	佐久	松本	木曾福島	大町	飯田	伊那	諏訪
全数	1.56	1.41	1.33	1.25	1.45	1.52	1.44	1.33	1.58	1.55	1.33	1.41
《前月》	《1.56》	《1.34》	《1.48》	《1.26》	《1.50》	《1.51》	《1.43》	《1.35》	《1.94》	《1.52》	《1.31》	《1.40》
(前年同月比 ポイント)	(▲0.04)	(▲0.06)	(▲0.64)	(▲0.67)	(▲0.32)	(▲0.20)	(▲0.34)	(▲0.26)	(▲0.15)	(▲0.15)	(▲0.49)	(▲0.15)
うち常用 《前月》	1.37	1.37	1.14	1.14	1.32	1.56	1.26	1.38	1.39	1.44	1.18	1.34
《前月》	《1.38》	《1.29》	《1.11》	《1.16》	《1.36》	《1.45》	《1.23》	《1.32》	《1.42》	《1.41》	《1.16》	《1.32》
(前年同月比 ポイント)	(▲0.06)	(▲0.06)	(▲0.46)	(▲0.65)	(▲0.27)	(▲0.22)	(▲0.28)	(▲0.17)	(0.01)	(▲0.13)	(▲0.38)	(▲0.18)

\*「うち常用」とはパート常用を含み、臨時・季節を除く。

③ 新規求人数の推移

12月の新規求人数は、前年同月比で7.4%減少した。うち常用は8.7%減少し、うちパートは6.6%減少した。

年月	4年 12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	5年 8月	9月	10月	11月	12月
全 数 (前年同月比)	16,119 (▲3.9)	19,112 (1.1)	18,465 (8.2)	16,946 (▲4.6)	16,475 (▲5.4)	15,533 (▲5.5)	15,391 (▲12.5)	16,255 (▲6.2)	15,539 (▲8.3)	15,748 (▲5.9)	16,918 (▲11.2)	15,079 (▲14.4)	14,931 (▲7.4)
うち常用 (前年同月比)	8,938 (▲0.7)	10,011 (▲2.0)	9,981 (7.5)	9,211 (▲2.7)	9,427 (▲6.9)	8,778 (▲5.5)	8,536 (▲9.3)	9,343 (▲7.5)	9,166 (▲4.1)	8,492 (▲7.5)	9,397 (▲10.6)	8,857 (▲10.6)	8,159 (▲8.7)
うちパート (前年同月比)	6,126 (3.0)	7,693 (6.1)	7,429 (12.7)	6,888 (▲2.7)	6,148 (▲3.1)	5,825 (▲6.3)	6,096 (▲13.1)	6,039 (▲2.1)	5,364 (▲13.3)	6,038 (▲6.6)	6,205 (▲10.5)	5,374 (▲18.5)	5,721 (▲6.6)
常用のうち正社員 (前年同月比)	7,116 (▲2.4)	7,761 (▲2.5)	7,456 (5.9)	7,188 (▲3.0)	7,345 (▲5.4)	6,860 (▲3.4)	6,851 (▲7.9)	7,514 (▲3.2)	7,400 (0.4)	7,008 (▲4.5)	7,651 (▲6.4)	7,123 (▲4.9)	6,671 (▲6.3)
全数に占める 正社員の割合	44.1	40.6	40.4	42.4	44.6	44.2	44.5	46.2	47.6	44.5	45.2	47.2	44.7
正社員有効 求人倍率	1.33	1.26	1.17	1.11	1.09	1.09	1.10	1.13	1.16	1.17	1.16	1.18	1.19

※全数には臨時・季節を含み、うち常用はパートを含まない。

④ 産業別新規求人状況

12月の産業別(大分類)の新規求人数は、前年同月比でG「情報通信業」、P「医療、福祉」で前年同月を上回ったが、それ以外の産業は前年同月を下回った。

産 業 別	新規求人数 (人)	前月比 (%)	前年同月 比 (%)	産 業 別	新規求人数 (人)	前月比 (%)	前年同月 比 (%)
全 数	14,931 (5,721)	▲1.0 (6.5)	▲7.4 (▲6.6)	G 情報通信業	202 (58)	22.4 (100.0)	11.0 (61.1)
D 建設業	1,274 (78)	▲0.4 (▲24.3)	▲13.9 (▲4.9)	H 運輸業, 郵便業	644 (156)	1.9 (▲7.7)	▲6.5 (9.9)
E 製造業	2,339 (528)	▲10.0 (29.4)	▲13.0 (▲22.5)	I 卸売業, 小売業	1,879 (952)	▲1.7 (▲14.2)	▲9.7 (▲18.9)
09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業	564 (208)	22.1 (20.9)	6.6 (▲18.8)	J 金融業, 保険業	47 (12)	▲50.0 (▲14.3)	▲31.9 (▲25.0)
14 パルプ・紙・ 紙加工品製造業	35 (5)	45.8 (▲44.4)	▲10.3 (▲58.3)	K 不動産業, 物品賃貸業	204 (75)	0.5 (8.7)	▲11.7 (▲9.6)
15 印刷・同関連業	27 (7)	▲46.0 (▲36.4)	▲18.2 (▲12.5)	M 宿泊業, 飲食サービス業	1,119 (599)	▲0.4 (▲7.7)	▲13.1 (▲22.1)
18 プラスチック製品 製造業(別掲を除く)	100 (17)	▲19.4 (▲29.2)	▲27.5 (▲22.7)	76 飲食店	423 (237)	5.2 (▲8.5)	16.5 (0.0)
24 金属製品製造業	226 (43)	11.9 (59.3)	▲2.6 (16.2)	N 生活関連サー ビス業, 娯楽業	465 (224)	▲10.7 (▲9.3)	▲14.2 (▲13.8)
25 はん用機械器具 製 造 業	184 (20)	▲10.7 (122.2)	▲0.5 (5.3)	78 洗濯・理容・美 容・浴場業	180 (112)	▲20.0 (▲3.4)	▲15.9 (0.0)
26 生産用機械器具 製 造 業	207 (23)	▲22.2 (64.3)	▲31.0 (▲37.8)	O 教育, 学習支援業	184 (97)	▲7.1 (▲20.5)	▲19.3 (▲20.5)
27 業務用機械器具 製 造 業	91 (19)	▲5.2 (58.3)	▲42.4 (▲44.1)	P 医療, 福祉	2,678 (1,276)	0.9 (1.6)	0.7 (1.6)
28 電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	231 (42)	▲38.1 (10.5)	▲4.1 (▲35.4)	85 社会保険・社会 福祉・介護事業	1,798 (922)	▲1.1 (0.9)	6.6 (8.0)
29 電気機械器具 製 造 業	169 (37)	▲34.5 (▲19.6)	▲29.0 (▲51.9)	R サービス業(他に 分類されないもの)	2,351 (735)	▲4.6 (11.5)	▲5.2 (9.7)
30 情報通信機械 器 具 製 造 業	61 (10)	32.6 (100.0)	▲3.2 (▲47.4)	91 職業紹介・ 労働者派遣業	1,071 (138)	0.4 (▲12.7)	▲14.3 (19.0)
31 輸送用機械器具 製 造 業	169 (38)	▲15.5 (245.5)	▲7.1 (35.7)	その他の産業	1,545 (931)	25.1 (72.4)	2.9 (11.5)

( )はパートで内数

注) 「その他の産業」には、A農業、林業、B漁業、C鉱業、採石業、砂利採取業、F電気・ガス・熱供給・水道業、L学術研究、専門・技術サービス業、Q複合サービス事業、S公務(他に分類されるものを除く)、T分類不能の産業を含む。

### ⑤ 新規求職者の推移

12月の新規求職者数は前年同月比で5.8%増加した。うち常用は5.4%増加し、うちパートは10.1%増加した。

	年月												
	4年 12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	5年 8月	9月	10月	11月	12月
全数	5,833	7,603	7,856	7,766	9,057	7,306	6,553	6,003	6,289	6,447	6,978	6,216	6,173
(前年同月比)	(▲6.4)	(▲0.4)	(8.7)	(▲2.1)	(▲1.0)	(▲0.6)	(▲3.3)	(2.7)	(0.4)	(▲0.0)	(7.4)	(4.1)	(5.8)
うち常用	3,216	4,565	4,734	4,725	4,838	4,264	3,984	3,793	3,971	3,946	4,267	3,765	3,389
(前年同月比)	(▲7.2)	(▲1.5)	(6.6)	(▲1.4)	(▲1.8)	(1.4)	(▲5.8)	(1.5)	(▲0.7)	(▲0.3)	(8.2)	(5.7)	(5.4)
うちパート	1,897	2,789	3,079	2,979	4,137	3,002	2,542	2,192	2,300	2,490	2,686	2,240	2,089
(前年同月比)	(▲5.9)	(1.6)	(12.2)	(▲3.0)	(0.6)	(▲3.1)	(1.2)	(4.5)	(1.9)	(0.5)	(5.9)	(1.5)	(10.1)

※ 全数には、臨時・季節を含み、うち常用にはパートは含まない。

### ⑥ 新規常用求職者の態様別状況

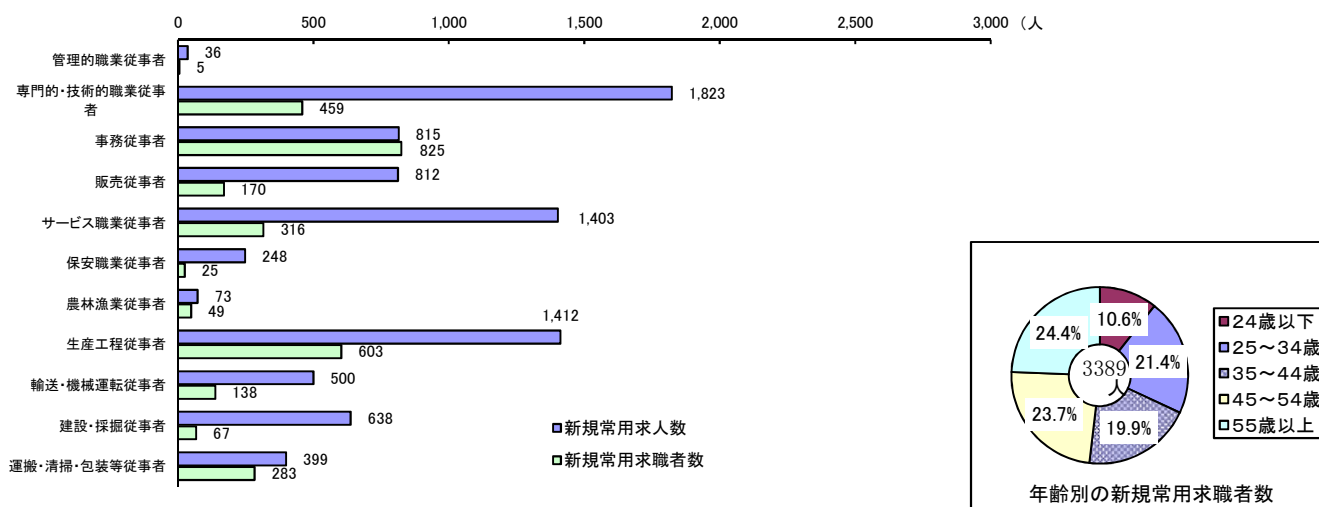
12月の新規常用求職者の状況を態様別にみると、前年同月比で在職者は11.2%の増加、離職者は1.2%の増加、無業者は0.6%の減少となった。離職者のうち、事業主都合は5.3%の増加となった。

	年月												
	4年 12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	5年 8月	9月	10月	11月	12月
常用求職者	3,216	4,565	4,734	4,725	4,838	4,264	3,984	3,793	3,971	3,946	4,267	3,765	3,389
(前年同月比)	(▲7.2)	(▲1.5)	(6.6)	(▲1.4)	(▲1.8)	(1.4)	(▲5.8)	(1.5)	(▲0.7)	(▲0.3)	(8.2)	(5.7)	(5.4)
在職者	1,365	2,024	2,334	2,011	1,590	1,662	1,701	1,600	1,708	1,683	1,786	1,623	1,518
(前年同月比)	(▲12.7)	(▲5.3)	(4.7)	(▲5.9)	(1.0)	(5.2)	(▲7.0)	(▲1.8)	(1.7)	(0.1)	(13.5)	(6.6)	(11.2)
離職者	1,683	2,332	2,145	2,383	2,979	2,341	2,038	1,986	2,051	2,049	2,254	1,928	1,704
(前年同月比)	(▲2.9)	(3.5)	(8.2)	(4.2)	(▲1.0)	(0.5)	(▲3.9)	(4.7)	(▲1.6)	(0.8)	(5.8)	(3.8)	(1.2)
定年	66	62	70	106	204	77	67	64	69	65	75	61	61
(前年同月比)	(4.8)	(▲16.2)	(▲7.9)	(32.5)	(0.0)	(▲10.5)	(▲13.0)	(▲9.9)	(15.0)	(1.6)	(8.7)	(29.8)	(▲7.6)
事業主 都合	395	431	423	456	679	464	433	397	349	366	485	420	416
(前年同月比)	(▲5.7)	(▲12.4)	(18.5)	(4.8)	(▲9.7)	(5.9)	(17.0)	(5.3)	(▲7.7)	(1.7)	(35.5)	(18.6)	(5.3)
自己都合	1,186	1,773	1,594	1,758	2,051	1,752	1,489	1,478	1,583	1,569	1,652	1,401	1,195
(前年同月比)	(▲1.9)	(8.8)	(7.1)	(2.4)	(2.4)	(▲0.2)	(▲7.3)	(5.6)	(▲0.6)	(0.6)	(0.1)	(▲0.8)	(0.8)
無業者	168	209	255	331	269	261	245	207	212	214	227	214	167
(前年同月比)	(▲1.2)	(▲14.0)	(11.4)	(▲10.1)	(▲21.6)	(▲11.5)	(▲11.9)	(▲1.4)	(▲9.4)	(▲12.3)	(▲4.6)	(18.9)	(▲0.6)

※ 離職者は、「前職雇用者」と「前職自営、その他」(表中では省略)に分けられる。  
「前職雇用者」は、離職理由別に「定年」「事業主都合」「自己都合」「不明」(表中では省略)に区分される。  
このため内訳の計と離職者数欄の数値は一致しない。  
※ 無業者とは、家事、育児等従事者及び離職後1年を超えて求職活動をしていない者をいう。

⑦ 職業別の新規常用求人・求職、年齢別の新規常用求職の状況

12月の新規求人・求職者数を職業別に対比してみると、「事務従事者」で求職者数が求人数を上回ったが、それ以外の職業では、求人数が求職者数を上回った。



※パートタイムを除く常用

平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分

⑧ 月間有効求人・求職(実数値)の推移

12月の月間有効求人数は前年同月比で10.5%減少し、月間有効求職者数は4.4%増加した。

年月	4年12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	5年8月	9月	10月	11月	12月
月間有効求人数	50,179	50,478	51,297	50,868	47,899	46,111	45,158	44,783	45,233	45,722	46,048	45,690	44,887
(前年同月比)	(5.9)	(3.8)	(2.9)	(1.2)	(▲1.1)	(▲5.0)	(▲8.6)	(▲8.8)	(▲8.8)	(▲7.1)	(▲9.1)	(▲11.1)	(▲10.5)
月間有効求職者数	29,513	30,740	32,798	33,874	34,472	34,120	33,156	31,738	31,321	31,298	31,723	31,295	30,824
(前年同月比)	(▲5.6)	(▲3.7)	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(▲1.3)	(▲1.2)	(▲0.6)	(▲0.9)	(▲0.4)	(1.6)	(2.5)	(4.4)

※ パートタイム、臨時・季節を含む全数

2 就職の状況

12月の就職件数は、前年同月比で7.9%増加した。うち常用は3.2%増加し、うちパートは15.4%増加した。

年月	4年12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	5年8月	9月	10月	11月	12月
全数	1,871	1,783	2,467	3,717	2,519	2,455	2,376	2,118	1,962	2,297	2,243	2,050	2,018
(前年同月比)	(▲11.1)	(▲11.8)	(2.9)	(▲0.9)	(0.6)	(▲4.7)	(▲9.3)	(▲5.1)	(▲5.9)	(▲1.8)	(4.7)	(▲3.1)	(7.9)
うち常用	948	931	1,228	1,729	1,210	1,167	1,193	1,036	1,060	1,182	1,145	1,064	978
(前年同月比)	(▲9.8)	(▲14.0)	(0.3)	(▲1.7)	(2.7)	(▲7.2)	(▲6.3)	(▲11.8)	(▲8.0)	(▲4.8)	(2.9)	(▲3.5)	(3.2)
うちパート	856	792	1,167	1,901	1,242	1,238	1,138	1,025	842	1,061	1,049	935	988
(前年同月比)	(▲12.0)	(▲10.0)	(6.7)	(▲0.1)	(▲0.6)	(▲1.1)	(▲11.6)	(2.8)	(▲2.4)	(1.7)	(10.0)	(▲0.6)	(15.4)

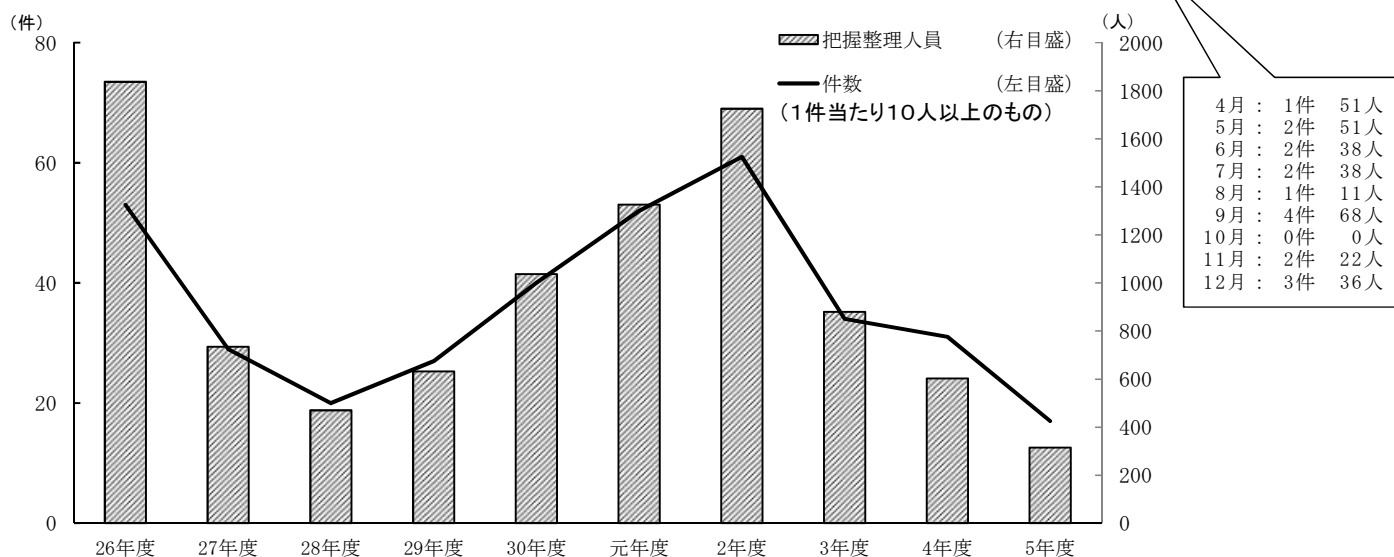
※ 全数には、臨時・季節を含み、うち常用にはパートは含まない。

### 3 人員整理の把握状況

12月中に把握した1件あたり10人以上の人員整理は、3件36人であった。  
事業主都合による離職は281人で、前年同月を61.5%上回った。

#### ①10人以上の人員整理把握状況の年度別推移

年度別	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	前年同期
件数	53	29	20	27	40	52	61	34	31	17	23
整理人数	1,837	734	470	632	1,037	1,326	1,725	880	603	315	490



#### ② 事業主都合による離職の推移 (雇用保険の被保険者資格喪失データ)

年月	4年 12月	1月	2月	5年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
人数	174	362	261	388	741	283	344	317	267	265	343	244	281
(前年同月比)	(▲31.8)	(41.4)	(▲11.5)	(66.5)	(11.6)	(14.1)	(54.3)	(3.6)	(9.4)	(39.5)	(1.5)	(▲14.7)	(61.5)

※ 特例被保険者(季節)を除く

#### (参考) 雇用保険の適用事業所・被保険者・失業等給付受給者の状況

適用事業所数は、前年同月を0.1%下回った。被保険者数は642,185人で、前年同月を0.2%上回った。失業等給付(基本手当)の受給者は6,442人で、前年同月を6.3%上回った。

年月	4年 12月	1月	2月	5年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業所 月末現在数 (前年同月比)	38,074 (0.4)	38,109 (0.4)	38,124 (0.2)	38,140 (0.3)	38,121 (0.3)	38,127 (0.2)	38,148 (0.1)	38,179 (0.1)	38,213 (0.0)	37,903 (0.0)	37,967 (0.0)	38,005 (▲0.1)	38,032 (▲0.1)
資格取得数	5,976	5,894	5,641	6,912	16,820	16,850	7,691	7,370	6,407	6,341	7,200	6,642	5,651
資格喪失数	6,890	8,238	6,359	8,130	17,645	7,911	7,216	7,244	6,630	6,897	8,714	6,853	6,774
被保険者 月末現在数 (前年同月比)	641,200 (0.3)	638,947 (0.3)	638,228 (0.3)	636,736 (0.1)	636,166 (0.6)	645,024 (0.5)	645,372 (0.1)	645,372 (0.1)	645,494 (0.2)	645,145 (0.2)	643,631 (0.1)	643,374 (0.2)	642,185 (0.2)
基本手当 受給者実人員数 (前年同月比)	6,058 (▲8.0)	6,118 (▲2.2)	5,973 (0.4)	6,130 (2.2)	5,877 (5.1)	7,008 (9.1)	7,269 (4.6)	7,467 (4.3)	7,531 (2.0)	7,186 (2.3)	7,070 (8.7)	6,714 (8.1)	6,442 (6.3)

次回発表日 令和6年3月1日(金)





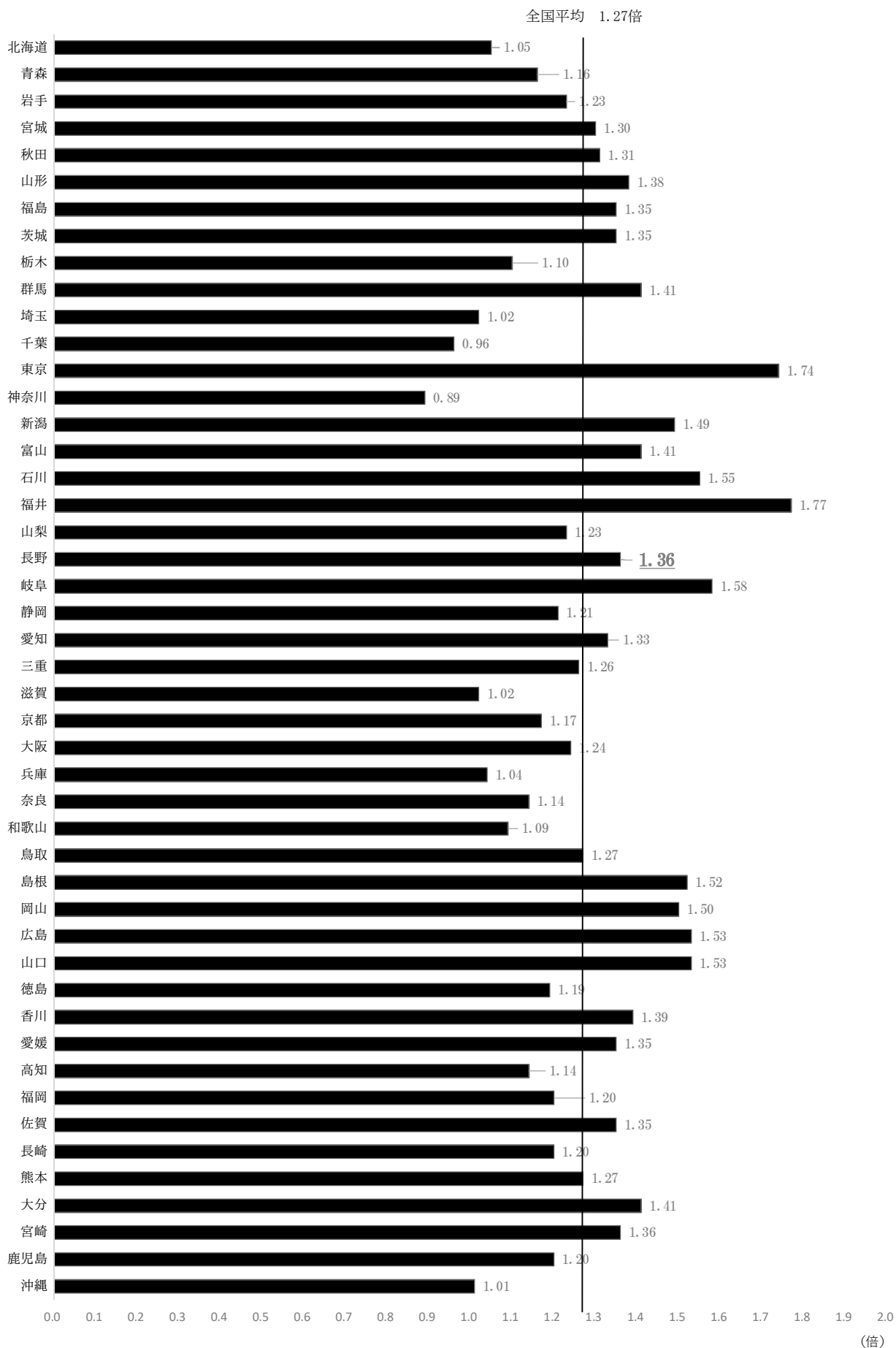
有効求人倍率・完全失業率の推移(令和5年12月分まで)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均	年度平均	景気の状態	トピックス
平成元年 (1989)	1.97 1.15 2.3	1.98 1.17 2.3	2.04 1.17 2.4	2.09 1.19 2.4	2.07 1.25 2.3	2.12 1.27 2.2	2.05 1.30 2.2	2.13 1.29 2.2	2.19 1.30 2.2	2.23 1.31 2.2	2.25 1.33 2.2	2.25 1.33 2.1	2.11 1.25 2.3	2.19 1.30 2.2	バブル景気	消費税導入(4月)
平成2年 (1990)	2.26 1.33 2.2	2.34 1.36 2.2	2.26 1.36 2.0	2.31 1.35 2.1	2.36 1.39 2.1	2.37 1.42 2.2	2.44 1.46 2.1	2.46 1.44 2.0	2.48 1.44 2.1	2.60 1.44 2.2	2.57 1.45 2.0	2.43 1.44 2.0	2.40 1.40 2.1	2.48 1.43 2.1	バブル景気	就職戦線、空前の超売手市場
平成3年 (1991)	2.56 1.43 2.0	2.56 1.44 2.1	2.59 1.44 2.2	2.57 1.41 2.1	2.59 1.44 2.1	2.60 1.44 2.1	2.62 1.44 2.1	2.61 1.40 2.1	2.57 1.36 2.1	2.54 1.36 2.0	2.50 1.34 2.1	2.45 1.31 2.1	2.56 1.40 2.1	2.48 1.31 2.1	第一次平成不況 (H3.2)	バブル経済破綻 湾岸戦争(1~2月)
平成4年 (1992)	2.28 1.25 2.1	2.25 1.22 2.0	2.21 1.19 2.1	2.12 1.14 2.1	2.10 1.13 2.1	2.05 1.10 2.1	1.97 1.08 2.1	1.98 1.05 2.2	1.86 1.02 2.2	1.80 0.99 2.2	1.79 0.96 2.3	1.72 0.93 2.3	2.00 1.08 2.2	1.85 1.00 2.2		
平成5年 (1993)	1.68 0.91 2.3	1.65 0.88 2.3	1.61 0.85 2.3	1.58 0.82 2.3	1.53 0.80 2.5	1.48 0.76 2.5	1.46 0.74 2.5	1.35 0.72 2.5	1.35 0.70 2.6	1.29 0.68 2.7	1.25 0.67 2.7	1.21 0.66 2.8	1.45 0.76 2.5	1.34 0.71 2.6	景気後退期 (H5.10)	GNP19年ぶりのマイナス成長 カンフル景気(H5.10)
平成6年 (1994)	1.20 0.65 2.8	1.19 0.64 2.9	1.22 0.65 2.9	1.17 0.65 2.8	1.13 0.63 2.8	1.13 0.63 2.8	1.13 0.63 2.9	1.13 0.64 3.0	1.14 0.65 3.0	1.14 0.65 3.0	1.13 0.64 2.9	1.14 0.63 2.9	1.16 0.64 2.9	1.15 0.64 2.9		就職氷河期深刻化
平成7年 (1995)	1.13 0.64 3.0	1.16 0.65 3.0	1.20 0.66 3.1	1.23 0.65 3.1	1.17 0.63 3.0	1.15 0.62 3.1	1.16 0.61 3.1	1.18 0.62 3.2	1.18 0.62 3.2	1.18 0.62 3.2	1.15 0.62 3.4	1.16 0.63 3.4	1.17 0.63 3.2	1.18 0.64 3.2		阪神淡路大震災発生(1月)
平成8年 (1996)	1.23 0.65 3.5	1.16 0.66 3.4	1.12 0.68 3.2	1.13 0.69 3.4	1.15 0.69 3.4	1.15 0.70 3.4	1.17 0.72 3.4	1.18 0.72 3.3	1.16 0.72 3.3	1.24 0.73 3.4	1.27 0.74 3.3	1.25 0.74 3.4	1.19 0.72 3.4	1.21 0.74 3.3		
平成9年 (1997)	1.27 0.74 3.3	1.24 0.74 3.4	1.23 0.74 3.3	1.26 0.74 3.2	1.26 0.74 3.4	1.27 0.74 3.4	1.26 0.74 3.4	1.24 0.73 3.4	1.21 0.71 3.5	1.19 0.70 3.5	1.16 0.68 3.5	1.15 0.67 3.5	1.23 0.69 3.4	1.17 0.67 3.5	第二次平成不況 (H9.5)	消費税5%に引き上げ(4月) 長野新幹線開業(10月) 世界同時株安(10月)
平成10年 (1998)	1.05 0.63 3.6	1.09 0.61 3.6	0.97 0.57 3.8	0.92 0.56 4.0	0.92 0.54 4.1	0.90 0.52 4.1	0.88 0.51 4.1	0.88 0.50 4.4	0.87 0.49 4.3	0.86 0.48 4.3	0.86 0.47 4.5	0.85 0.47 4.4	0.92 0.53 4.1	0.88 0.50 4.3		長野オリンピック冬季大会開催(2月)
平成11年 (1999)	0.89 0.48 4.5	0.87 0.48 4.6	0.86 0.48 4.7	0.85 0.47 4.7	0.85 0.46 4.7	0.85 0.46 4.8	0.84 0.47 4.8	0.84 0.47 4.7	0.86 0.48 4.6	0.87 0.49 4.6	0.87 0.49 4.6	0.88 0.50 4.7	0.86 0.48 4.7	0.88 0.49 4.7	IT景気(H11.1)	EU単一通貨ユーロ導入(1月)
平成12年 (2000)	0.89 0.51 4.7	0.93 0.52 4.9	0.98 0.54 4.9	1.01 0.56 4.8	1.03 0.56 4.6	1.05 0.58 4.7	1.08 0.60 4.7	1.09 0.61 4.6	1.09 0.62 4.7	1.12 0.64 4.7	1.13 0.65 4.7	1.14 0.65 4.8	1.04 0.59 4.7	1.08 0.62 4.8	第三次平成不況 (H12.11)	
平成13年 (2001)	1.15 0.65 4.8	1.09 0.64 4.7	1.04 0.63 4.8	0.99 0.62 4.8	0.95 0.61 4.9	0.91 0.60 5.0	0.85 0.58 5.0	0.81 0.57 5.3	0.78 0.55 5.3	0.71 0.54 5.4	0.67 0.52 5.4	0.65 0.51 5.4	0.87 0.59 5.0	0.76 0.56 5.2		米国同時多発テロ事件(9月)
平成14年 (2002)	0.62 0.50 5.2	0.62 0.51 5.3	0.63 0.52 5.3	0.64 0.52 5.3	0.65 0.53 5.4	0.66 0.53 5.4	0.69 0.54 5.5	0.69 0.55 5.4	0.68 0.55 5.4	0.69 0.56 5.4	0.70 0.56 5.2	0.71 0.57 5.4	0.66 0.54 5.4	0.69 0.57 5.4	いざなぎ景気 (H14.1)	富士通大量人員整理(8月)
平成15年 (2003)	0.71 0.58 5.4	0.71 0.59 5.2	0.71 0.60 5.4	0.68 0.61 5.5	0.68 0.61 5.4	0.68 0.62 5.4	0.69 0.63 5.2	0.71 0.65 5.1	0.73 0.67 5.2	0.80 0.70 5.1	0.79 0.72 5.1	0.80 0.75 4.9	0.72 0.64 5.3	0.75 0.69 5.1		イラク戦争勃発(3月) 平成の大合併(4月)
平成16年 (2004)	0.80 0.76 4.9	0.84 0.76 5.0	0.87 0.77 4.8	0.90 0.78 4.8	0.97 0.80 4.7	1.01 0.82 4.7	1.03 0.83 4.9	1.03 0.84 4.8	1.04 0.86 4.6	1.03 0.88 4.6	1.04 0.91 4.5	1.02 0.92 4.5	0.96 0.83 4.7	1.01 0.86 4.6		新千円札、五千円札、一万円札発行(11月)
平成17年 (2005)	1.02 0.91 4.5	1.01 0.91 4.6	1.02 0.93 4.5	1.02 0.94 4.5	1.01 0.94 4.5	0.99 0.95 4.3	0.98 0.96 4.4	0.99 0.96 4.3	1.01 0.96 4.2	1.02 0.98 4.4	1.08 0.99 4.5	1.13 1.01 4.4	1.02 0.95 4.4	1.06 0.98 4.4		
平成18年 (2006)	1.17 1.03 4.4	1.17 1.04 4.1	1.17 1.05 4.1	1.18 1.05 4.1	1.19 1.07 4.2	1.20 1.07 4.1	1.21 1.08 4.1	1.18 1.07 4.1	1.19 1.07 4.1	1.20 1.06 4.1	1.21 1.06 4.0	1.23 1.06 4.0	1.19 1.06 4.1	1.21 1.06 4.1		
平成19年 (2007)	1.23 1.06 4.0	1.25 1.05 4.0	1.22 1.05 4.0	1.22 1.07 3.8	1.21 1.07 3.8	1.20 1.07 3.7	1.17 1.06 3.6	1.17 1.05 3.7	1.15 1.03 3.9	1.11 1.01 4.0	1.07 0.98 3.8	1.09 0.99 3.7	1.18 1.04 3.9	1.14 1.02 3.8		米国 サブプライムローン問題表面化(8月)
平成20年 (2008)	1.10 0.97 3.9	1.11 0.96 4.0	1.12 0.96 3.8	1.15 0.96 3.9	1.11 0.95 4.0	1.06 0.92 4.0	1.02 0.89 3.9	0.98 0.86 4.1	0.92 0.83 4.0	0.86 0.79 3.8	0.81 0.75 4.0	0.72 0.71 4.4	0.99 0.88 4.0	0.82 0.77 4.1	リーマン不況 (H20.3)	米大手証券リーマンブラザーズ破綻による金融危機(9月)
平成21年 (2009)	0.60 0.64 4.3	0.51 0.57 4.6	0.46 0.52 4.8	0.43 0.49 5.0	0.40 0.46 5.1	0.40 0.44 5.2	0.39 0.43 5.5	0.39 0.42 5.4	0.40 0.43 5.4	0.42 0.44 5.2	0.44 0.44 5.2	0.45 0.44 5.2	0.44 0.47 5.1	0.43 0.45 5.2	景気拡張期 (H21.3)	
平成22年 (2010)	0.45 0.45 5.0	0.48 0.46 5.0	0.52 0.48 5.1	0.55 0.49 5.1	0.57 0.50 5.1	0.59 0.51 5.2	0.60 0.53 5.0	0.62 0.54 5.1	0.62 0.55 5.1	0.64 0.56 5.1	0.64 0.58 5.0	0.62 0.59 4.9	0.57 0.52 5.0	0.62 0.56 5.0		
平成23年 (2011)	0.64 0.60 4.8	0.67 0.62 4.7	0.67 0.62 4.7	0.67 0.62 4.6	0.67 0.62 4.7	0.70 0.62 4.7	0.74 0.64 4.5	0.78 0.65 4.2	0.77 0.67 4.4	0.77 0.69 4.5	0.78 0.71 4.5	0.79 0.72 4.5	0.72 0.65 4.5	0.75 0.68 4.5		東日本大震災(3月)
平成24年 (2012)	0.80 0.74 4.5	0.80 0.75 4.5	0.81 0.77 4.5	0.82 0.78 4.5	0.82 0.79 4.4	0.81 0.80 4.3	0.80 0.81 4.3	0.82 0.82 4.2	0.82 0.81 4.1	0.82 0.82 4.1	0.82 0.82 4.1	0.83 0.83 4.3	0.81 0.80 4.3	0.82 0.83 4.3	景気後退期 (H24.3)	
平成25年 (2013)	0.82 0.84 4.2	0.83 0.85 4.3	0.83 0.87 4.1	0.84 0.88 4.1	0.84 0.90 3.9	0.86 0.92 3.8	0.87 0.93 3.8	0.89 0.95 4.1	0.90 0.96 3.9	0.92 0.99 4.0	0.94 1.01 3.9	0.98 1.03 3.7	0.87 0.93 4.0	0.92 0.97 3.9	景気拡張期 (H24.11)	
平成26年 (2014)	1.01 1.04 3.7	1.03 1.06 3.6	1.05 1.07 3.7	1.07 1.08 3.6	1.09 1.09 3.7	1.11 1.10 3.7	1.11 1.10 3.5	1.13 1.10 3.5	1.14 1.11 3.6	1.14 1.11 3.4	1.15 1.12 3.4	1.17 1.14 3.4	1.09 1.09 3.6	1.14 1.11 3.5		消費税8%に引き上げ(4月)
平成27年 (2015)	1.22 1.15 3.6	1.23 1.16 3.5	1.23 1.16 3.4	1.23 1.16 3.4	1.24 1.18 3.3	1.24 1.19 3.4	1.27 1.20 3.3	1.26 1.22 3.4	1.27 1.23 3.4	1.28 1.24 3.2	1.28 1.26 3.3	1.28 1.27 3.3	1.25 1.20 3.4	1.28 1.23 3.3		
平成28年 (2016)	1.33 1.29 3.2	1.32 1.30 3.3	1.34 1.31 3.2	1.38 1.33 3.2	1.42 1.35 3.1	1.41 1.36 3.0	1.40 1.36 3.1	1.43 1.38 3.0	1.45 1.38 3.0	1.46 1.40 3.0	1.49 1.41 3.0	1.52 1.42 3.0	1.41 1.36 3.1	1.46 1.39 3.0		
平成29年 (2017)	1.52 1.43 3.0	1.53 1.45 2.9	1.52 1.45 2.8	1.53 1.48 2.8	1.55 1.49 3.0	1.58 1.50 2.8	1.61 1.51 2.8	1.62 1.52 2.8	1.65 1.53 2.7	1.68 1.55 2.7	1.68 1.56 2.7	1.67 1.58 2.7	1.60 1.50 2.8	1.63 1.54 2.7		
平成30年 (2018)	1.68 1.60 2.4	1.66 1.59 2.5	1.68 1.59 2.5	1.69 1.59 2.5	1.69 1.60 2.2	1.71 1.62 2.4	1.72 1.63 2.5	1.73 1.63 2.5	1.72 1.64 2.3	1.70 1.63 2.4	1.68 1.63 2.5	1.67 1.62 2.5	1.69 1.61 2.4	1.69 1.62 2.4	景気後退期 (H30.10)	
令和元年 (平成31年) (2019)	1.64 1.63 2.5	1.63 1.63 2.4	1.62 1.63 2.5	1.66 1.63 2.4	1.67 1.62 2.3	1.65 1.61 2.3	1.63 1.59 2.3	1.60 1.59 2.3	1.59 1.59 2.4	1.56 1.59 2.4	1.51 1.57 2.3	1.47 1.52 2.2	1.60 1.60 2.4	1.54 1.55 2.3		消費税10%に引き上げ(10月)
令和2年 (2020)	1.44 1.49 2.4	1.41 1.45 2.4	1.37 1.40 2.5	1.29 1.31 2.6	1.13 1.19 2.8	1.05 1.12 2.8	1.01 1.08 2.9	1.01 1.04 3.0	1.02 1.04 3.0	1.05 1.04 3.1	1.09 1.05 2.9	1.15 1.06 3.0	1.16 1.18 2.8	1.13 1.16 2.9		
令和3年 (2021)	1.20 1.08 2.9	1.23 1.09 2.9	1.27 1.10 2.7	1.29 1.10 2.9	1.31 1.10 2.9	1.34 1.13 2.9	1.37 1.14 2.8	1.37 1.14 2.8	1.37 1.15 2.7	1.39 1.15 2.7	1.40 1.17 2.8	1.42 1.18 2.7	1.33 1.18 2.8	1.39 1.16 2.8		
令和4年 (2022)	1.44 1.20 2.7	1.47 1.21 2.7	1.49 1.23 2.6	1.51 1.24 2.6	1.54 1.25 2.6	1.56 1.27 2.6	1.56 1.28 2.5	1.57 1.31 2.5	1.57 1.32 2.6	1.58 1.34 2.6	1.60 1.35 2.5	1.59 1.36 2.5	1.54 1.28 2.6	1.55 1.31 2.6		
令和5年 (2023)	1.57 1.35 2.4	1.51 1.34 2.6	1.51 1.32 2.8	1.48 1.32 2.6	1.47 1.31 2.6	1.44 1.30 2.5	1.43 1.29 2.7	1.44 1.29 2.7	1.45 1.29 2.6	1.41 1.30 2.5	1.38 1.28 2.5	1.36 1.27 2.5	1.45 1.31 2.5	1.45 1.31 2.5		

(注) 1. 上段:長野県有効求人倍率(倍)、中段:全国有効求人倍率(倍)、下段:完全失業率(%)  
 2. 月別の数値は季節調整値であり、年・年度平均は実数である。  
 3. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和4年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。

# 都道府県別有効求人倍率：季節調整値

令和5年12月 全国平均1.27 [原数値1.37倍]



(注) 季節調整値計算(季節調整値替え)は、毎年過去1年分のデータが揃う年初に行われ、季節調整済系列が改定される。

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

令和5年度 ハローワークのマッチング機能の総合評価における主要指標の進捗状況

長野労働局

1.就職件数(一般)

ハローワーク	5/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月	3月	累計	目標件数	進捗率(%)
長野	326	330	316	284	269	312	325	251	308				2,721	4,058	67.1
松本	533	484	451	398	382	410	426	408	389				3,881	5,569	69.7
上田	264	247	232	248	178	236	223	177	187				1,992	3,051	65.3
飯田	211	211	223	163	180	221	225	181	155				1,770	2,684	65.9
伊那	216	206	198	184	172	198	191	203	173				1,741	2,798	62.2
篠ノ井	202	215	184	197	166	187	168	185	183				1,687	2,612	64.6
飯山	93	92	103	77	84	93	89	85	74				790	1,399	56.5
木曾福島	20	17	34	15	13	28	23	23	20				193	289	66.8
佐久	231	237	250	198	181	214	204	196	159				1,870	3,016	62.0
大町	62	56	65	50	56	58	60	58	62				527	860	61.3
須坂	132	109	93	84	88	117	93	74	83				873	1,268	68.8
諏訪	226	249	226	219	190	216	211	205	219				1,961	3,142	62.4
労働局全体	2,516	2,453	2,375	2,117	1,959	2,290	2,238	2,046	2,012				20,006	30,746	65.1

2.充足件数(一般)

ハローワーク	5/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月	3月	累計	目標件数	進捗率(%)
長野	375	400	379	327	293	383	387	293	389				3,216	4,685	68.6
松本	524	469	465	371	359	412	407	390	391				3,788	5,412	70.0
上田	254	240	223	241	179	227	230	193	176				1,963	2,923	67.2
飯田	216	185	207	161	165	197	215	173	150				1,869	2,462	67.8
伊那	201	196	186	165	188	184	177	200	154				1,631	2,630	62.0
篠ノ井	203	197	188	196	181	199	200	176	177				1,717	2,737	62.7
飯山	81	81	86	75	80	79	75	74	65				696	1,142	60.9
木曾福島	18	26	30	12	13	19	25	21	16				180	289	62.3
佐久	232	230	260	181	169	196	185	184	163				1,800	2,915	61.7
大町	54	50	52	40	54	54	51	47	48				450	709	63.5
須坂	106	99	82	74	69	99	71	59	71				730	1,147	63.6
諏訪	250	236	218	223	201	203	212	187	207				1,937	3,073	63.0
労働局全体	2,514	2,409	2,376	2,066	1,931	2,252	2,245	1,997	1,987				19,777	30,124	65.7

3.雇用保険受給者の早期再就職件数

ハローワーク	5/4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4/1月	2月	3月	累計	目標件数	進捗率(%)
長野	42	82	132	67	95	38	92						548	885	61.9
松本	102	172	105	199	117	128	147						970	1,339	72.4
上田	42	61	100	60	88	59	50						460	764	60.2
飯田	54	64	63	46	76	50	73						426	542	78.6
伊那	52	78	64	79	64	80	57						474	646	73.4
篠ノ井	29	60	82	59	62	51	41						384	555	69.2
飯山	15	34	23	29	26	26	27						180	277	65.0
木曾福島	10	13	8	3	7	8	3						52	75	69.3
佐久	65	105	85	66	56	62	71						510	656	77.7
大町	24	18	29	22	15	12	22						142	193	73.6
須坂	32	37	27	14	24	14	22						170	250	68.0
諏訪	57	69	78	72	73	50	77						476	627	75.9
労働局全体	524	793	796	716	703	578	682						4,792	6,809	70.4



# 企業の人材確保・定着に役立つ 3つの認定制度のご案内 (えるぼし・くるみん・ユースエール)

厚生労働省は、雇用管理の改善に取り組む事業主の皆さまを支援する3つの認定制度を設けています。認定を取得すると、働きやすい職場環境の整備につながり、企業の魅力向上や人材確保・定着などに役立ちますので、ぜひご検討ください！

## えるぼし認定制度

女性活躍推進

「女性活躍推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、女性の活躍促進のため取り組みの実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定します。

### えるぼし認定制度のメリット

- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる※
- 公共調達で加点評価が得られる※ ※詳しくは裏面ご参照ください



女性活躍推進法特集ページ

検索

## くるみん認定制度

子育てサポート

「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度。一般事業主行動計画の策定・届け出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」「トライくるみん認定企業」として認定します。不妊治療と仕事との両立支援に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度も始まりました。

### くるみん認定制度のメリット

- 自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- くるみん助成金（300人以下の企業）が受けられる  
<https://kuruminjosei.jp/>
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる※
- 公共調達で加点評価が得られる※ ※詳しくは裏面ご参照ください



両立支援のひろば

検索

## ユースエール認定制度

若者の採用・育成

「若者雇用促進法」に基づく認定制度。若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。

### ユースエール認定制度のメリット

- ハローワーク等での重点的PRの実施
- 認定企業限定の就職面接会等に参加できる
- 自社の商品、広告などに認定マークの使用できる
- 日本政策金融公庫から低利融資が受けられる※
- 公共調達で加点評価が得られる※ ※詳しくは裏面ご参照ください



若者雇用促進総合サイト

検索

# 日本政策金融公庫の融資を受ける際 認定企業は、金利の引き下げ対象となります

認定企業は、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が実施する「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。

## 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）

資金使途	働き方改革実現計画を実施するために必要な設備資金及び運転資金
融資限度額	中小企業事業：7億2,000万円（長期運転資金は2億5,000万円まで） 国民生活事業：7,200万円（運転資金は4,800万円まで）
返済期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）、運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）
利率	基準利率からの引き下げ幅は、認定の種類によって異なります。 また、使途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されるほか、利率は金融情勢で変動します。詳しくは、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

注1）融資の対象は、業種と企業規模で一定の要件があります。詳細は日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）でご確認ください。また、審査の結果、融資の希望に添えないことがあります。

注2）働き方改革推進支援資金の申し込みには、株式会社日本政策金融公庫への申請が必要です。詳細は、以下のURLを参照するか、日本政策金融公庫へお問い合わせください。 [https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata\\_m.html](https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html)



## 認定企業は、公共調達で加点点評価の対象となります

各府省が価格以外の要素を評価する調達※1で公共調達を実施する場合は、認定企業を加点点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（H28.3.22 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に示されています。

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、認定企業などのワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定し、評価項目が総配点に占める評価割合を定めます※2。

### 内閣府が示している参考配点例

評価項目	認定等の区分	総配点に占める割合（%） （評価の相対的な重要度等に応じ配点）※3				
		12% の場合	10% の場合	7% の場合	5% の場合	
ワークの推進に関する指針	女活法	プラチナえるぼし	12	10	7	5
		えるぼし3段階目	10	8	6	4
		えるぼし2段階目	8	7	5	3
		えるぼし1段階目	5	4	3	2
	行動計画	2	2	1	1	
ワークの推進に関する指針	次世代法	プラチナくるみん	12	10	7	5
		くるみん（R4改正後）	8	7	5	3
		くるみん（R4改正前）	7	6	4	3
		トライくるみん	6	5	4	3
		くるみん（H29改正前）	5	4	3	2
若者法	ユースエール	9	8	5	4	

※1 価格以外の要素を評価する調達とは、総合評価落札方式または企画競争による調達をいいます。

※2 配点割合も含めた加点点評価の詳細は、契約の内容に応じ、公共調達を行う行政機関が定めます。

※3 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高いもので加点が行われます。

<お問い合わせ>

●えるぼし認定制度・くるみん認定制度：都道府県労働局 ●ユースエール認定制度：都道府県労働局、ハローワーク

# 2023年度 両立支援等助成金のご案内

職業生活と家庭生活が両立できる“職場環境づくり”のために、以下の取組を支援します!!

職業生活と  
家庭生活の  
両立支援

男性の育児休業取得を促進!

仕事と介護の両立支援!

仕事と育児の両立支援!

1 出生時両立支援コース  
(子育てパパ支援助成金)

2 介護離職防止支援コース

3 育児休業等支援コース

※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース、不妊治療両立支援コースについては、厚生労働省のホームページをご参照ください。

## 1 出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金)

中小企業事業主のみ対象

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

		支給額
①	第1種	20万円
	代替要員加算	20万円 (代替要員を3人以上確保した場合には45万円)
	育児休業等に関する情報公表加算	2万円
②	第2種	1 事業年度以内に30ポイント以上上昇した場合: 60万円 2 事業年度以内に30ポイント以上上昇した (または連続70%以上) 場合: 40万円 3 事業年度以内に30ポイント以上上昇した (または連続70%以上) 場合: 20万円

※1事業主につき1回限りの支給。

※第1種の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース(育休取得時等)との併給はできません。

おもな  
要件

### ① 第1種 (男性労働者の出生時育児休業取得)

- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。
- 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得すること。  
(※所定労働日が4日以上含まれていることが必要です。)

#### <代替要員加算>

- 男性労働者の育児休業期間中の代替要員を新たに確保した場合に支給額を加算します。

#### <育児休業等に関する情報公表加算>

- 自社の育児休業の取得状況 (男性の育児休業等取得率、女性の育児休業取得率、男女別の育児休業取得日数) を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合に支給額を加算します。

### ② 第2種 (男性労働者の育児休業取得率上昇)

- 第1種の助成金を受給していること。
- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。
- 第1種の申請をしてから3事業年度以内に、男性労働者の育児休業取得率 (%) の数値が30ポイント以上上昇していること。

または

第1種の申請年度に子が出生した男性労働者が5人未満かつ育児休業取得率が70%以上の場合に、その後の3事業年度の中で2年連続70%以上となったこと。

- 育児休業を取得した男性労働者が、第1種申請の対象となる労働者の他に2人以上いること。



「介護支援プラン★」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた**中小企業事業主**に支給します。

※A, Bいずれも1事業主1年度5人まで支給。

		支給額
A 介護休業	休業取得時	30万円
	職場復帰時	30万円
	業務代替支援加算	新規雇用：20万円 手当支給等：5万円
B 介護両立支援制度		30万円
個別周知・環境整備加算 (A又はBに加算)		15万円

### おもな要件

#### A：介護休業

##### ○休業取得時

- 介護休業の取得、職場復帰について、プランにより支援する措置を実施する旨を、あらかじめ**労働者へ周知**すること。
- 介護に直面した労働者との**面談を実施**し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、**プランを作成**すること。★
- プランに基づき、業務の引き継ぎを実施し、対象労働者が**合計5日（所定労働日）以上の介護休業を取得**すること。

##### ○職場復帰時

※**休業取得時と同一の対象介護休業取得者**である（休業取得時を受給していない場合申請不可）とともに、休業取得時の要件かつ以下を満たすことが必要です。

- 「休業取得時」の受給対象である労働者に対し、介護休業終了後にその上司または人事労務担当者が**面談を実施**し、面談結果を記録すること。
- 対象労働者を、面談結果を踏まえ**原則として原職等に復帰**させ、原職等復帰後も申請日までの間、雇用保険被保険者として**3か月以上継続雇用**していること。

##### <業務代替支援加算> ※職場復帰時への加算

- 介護休業期間中の**代替要員を新規雇用等で確保した場合（新規雇用）**、または、代替要員を確保せずに業務を見直し、**周囲の社員により対象労働者の業務をカバーさせた場合（手当支給等）**に支給額を加算します。

#### B：介護両立支援制度（介護のための柔軟な就労形態の制度）

- 介護両立支援制度の利用について、プランにより支援する措置を実施する旨を、あらかじめ**労働者へ周知**すること。
- 介護に直面した労働者との**面談を実施**し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、**プランを作成**すること。★
- プランに基づき業務体制の検討を行い、以下のいずれか1つ以上の**介護両立支援制度を対象労働者が合計20日以上（\*1, 2を除く）利用**し、支給申請に係る期間の制度利用終了後から申請日までの間、雇用保険被保険者として継続雇用していること。

・所定外労働の制限制度	・介護のための在宅勤務制度
・時差出勤制度	・法を上回る介護休暇制度*1
・深夜業の制限制度	・介護のためのフレックスタイム制度
・短時間勤務制度	・介護サービス費用補助制度*2

注) \*1, 2の制度は利用期間が利用開始から6か月を経過する日の間に一定の要件を満たすことが必要

★介護支援プランは原則として対象労働者の介護休業開始前または介護両立支援制度利用開始前に作成する必要がありますが、介護休業開始後または介護両立支援制度の利用期間中に作成してもかまいません。（※介護休業終了後または介護両立支援制度利用終了後に作成された場合は支給対象となりません。）

##### <個別周知・環境整備加算> ※介護休業（休業取得時）または介護両立支援制度への加算

- 受給対象の労働者に対し、**介護休業・両立支援制度の自社制度の説明**を資料により行うこと。
- 受給対象の労働者に対し、**介護休業を取得した場合の待遇についての説明**を資料により行うこと。
- 社内の労働者向けに、**仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備の措置を2つ以上講じる**こと。



### 3 育児休業等支援コース

中小企業事業主のみ対象

#### I 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン★」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた**中小企業事業主**に支給します。

※職場復帰時は、育休取得時を受給していない場合申請不可

※A・Bとも1事業主2人まで支給（無期雇用労働者1人、有期雇用労働者1人）。

	支給額
A 休業取得時	30万円
B 職場復帰時	30万円

#### おもな要件

##### A：育休取得時

- 育児休業の取得、職場復帰についてプランにより支援する措置を実施する旨を、あらかじめ労働者へ周知すること。
- 育児に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で育児の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、プランを作成すること。★
- プランに基づき、対象労働者の育児休業（産前休業から引き続き産後休業及び育児休業をする場合は、産前休業。）の開始日の前日までに、プランに基づいて業務の引き継ぎを実施し、対象労働者に、**連続3か月以上の育児休業**（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合は、産後休業を含んで連続3か月以上）を取得させること。

##### B：職場復帰時

- ※「A：育休取得時」の助成金支給対象となった同一の対象労働者について、以下の全ての取組を行うことが必要です。
- 対象労働者の育児休業中にプランに基づく措置を実施し、職務や業務の情報・資料の提供を実施すること。
- 育休取得時にかかる同一の対象労働者に対し、育児休業終了前にその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録すること。
- 対象労働者を、面談結果を踏まえ原則として原職等に復帰させ、原職等復帰後も申請日までの間、雇用保険被保険者として**6か月以上**継続雇用していること。

#### II 業務代替支援

育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた**中小企業事業主**に支給します。

	支給額
A 新規雇用	50万円
B 手当支給等	10万円
有期雇用労働者加算 ※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に加算	10万円

※1事業主当たりA・B合わせて1年度10人まで支給（5年間）。

#### おもな要件

- 育児休業取得者を、**育児休業終了後、原職等に復帰させる旨を就業規則等に規定**すること。
- 対象労働者が**3か月以上の育児休業**（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合は、産後休業を含む）を取得し、事業主が**休業期間中の代替要員を新たに確保する（A）**または**代替要員を確保せずに業務を見直し、周囲の社員により対象労働者の業務をカバーさせる（B）**こと。
- 対象労働者を上記規定に基づき**原職等に復帰**させ、原職等復帰後も申請日までの間、雇用保険被保険者として**6か月以上**継続雇用していること。

#### III 職場復帰後支援

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、以下の制度導入などの支援に取り組み、利用者が生じた**中小企業事業主**に支給します。

	支給額
制度導入時	30万円
制度利用時	A:子の看護休暇制度 1,000円×時間 B:保育サービス費用補助制度 実費の2/3

※制度導入については、AまたはBの制度導入時いずれか1回のみでの支給。制度導入のみの申請は不可。

※制度利用は、最初の申請日から3年以内5人まで支給。

1事業主当たりの上限は、A：200時間、B：20万円まで。

#### おもな要件

- 育児・介護休業法を上回る「A：子の看護休暇制度（有給、時間単位）」または「B：保育サービス費用補助制度」を導入していること。
- 対象労働者が**1か月以上の育児休業**（産後休業を含む）から復帰した後6か月以内において、導入した制度の**一定の利用実績（A：子の看護休暇制度は10時間以上（有給）の取得またはB：保育サービス費用補助制度は3万円以上の補助）**があること。

<育児休業等に関する情報公表加算> ※I～IIIのいずれかに1回のみ加算

- 自社の育児休業の取得状況（男性の育児休業等取得率、女性の育児休業取得率、男女別の育児休業取得日数）を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合に支給額を加算します。

支給額

2万円

New

## 介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）

中小企業事業主のみ対象

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給休暇制度を設け、介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主に支給します。

	支給額
支給対象労働者 1人当たり	5日以上10日未満 20万円 10日以上 35万円

※1事業主当たり1年度5人まで支給。

### おもな要件

- 介護のための有給休暇（新型コロナウイルス感染症対応）について、所定労働日20日以上取得できる制度及びその他就業と介護の両立に資する制度を設け、あらかじめ労働者に周知すること。
- 対象労働者が介護のための有給休暇（新型コロナウイルス感染症対応）を合計5日以上取得すること。
- 対象労働者を休暇取得日から申請日までの間、雇用保険被保険者として継続雇用していること。

## 育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）

小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者が利用できる有給休暇制度及び両立支援制度を整備し、有給休暇の利用者が生じた事業主に支給します。

	支給額
支給対象労働者1人当たり	10万円

※令和5年度内に1事業主当たり10人まで支給。（上限100万円）

### おもな要件

- 小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行う必要がある労働者が取得できる特別有給休暇制度（賃金全額支給）について、労働協約または就業規則等に規定していること。
- 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みを社内に周知していること。  
（次のいずれかの制度）テレワーク勤務／短時間勤務制度／フレックスタイムの制度／時差出勤の制度／小学校等の休業期間に限定した短時間勤務・時差出勤の制度／夜勤回数の制限／ベビーシッター費用補助制度／・育児サービスの費用の補助・貸与／保育施設の設置・運営 等
- 労働者1人につき、特別有給休暇を1日（または1日所定労働時間）以上取得させたこと。
- 対象労働者について、特別有給休暇取得時または本助成金の申請日に雇用保険被保険者であること。

## その他

中小企業の範囲 ▶ 中小企業事業主の範囲は、以下のとおりです。

小売業（飲食業含む）	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が50人以下
サービス業	資本金または出資額が5千万円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
卸売業	資本金または出資額が1億円以下、または常時雇用する労働者数が100人以下
その他	資本金または出資額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下

### 生産性要件の廃止について

生産性要件（労働生産性を向上させた事業主に対する助成金の割増）については、令和4（2022）年度限りで廃止されました。これに伴い、生産性要件に該当しない場合も含め、助成金の支給額に変更が生じております。なお、各コースごとに定めている経過措置により令和4年度以前の制度内容が適用される申請については、引き続き生産性要件の適用対象となるほか、変更前の支給額が適用されます。

※事業所内保育施設コースについては平成28（2016）年4月から新規計画の認定申請受付を停止しています。

- ◎ 支給申請書や記載例は、厚生労働省HPからダウンロードできます。
- ◎ その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省HPをご参照いただくか、会社所在地を管轄する都道府県労働局へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省 [検索](#)



### ★「介護支援プラン」「育休復帰支援プラン」について

労働者の介護休業や育児休業の取得及び職場復帰を円滑にするため事業主が作成するプランです。

- ・ プランの作成の際には、厚生労働省HPに掲載している「介護支援プラン策定マニュアル」「育休復帰支援プラン策定マニュアル」を参考にしてください。
- ・ プラン策定のノウハウを持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が中小企業に訪問し、プラン策定支援を無料で行っています。詳細はHPをご覧ください。

厚生労働省 両立プランナー [検索](#)

# 令和6年1月から両立支援等助成金に 「育休中等業務代替支援コース」を新設します

令和6年1月から両立支援等助成金に「育休中等業務代替支援コース」を新設し、育児休業や育児短時間勤務を取得・利用する方の業務を代替する体制整備に対する支援を強化します。

中小企業事業主が周囲の労働者に手当等を支払って代替させた場合（1 手当支給等）、代替する労働者を新規雇用（または新規の派遣受入れ）した場合（2 新規雇用）を対象に支給します。

## 1 手当支給等

育児休業を取得した労働者や育児のための短時間勤務制度を利用した労働者が行っていた業務について、周囲の労働者に手当等を支払った上で代替させた場合に、支払った手当額に応じた額を支給します。

### I 手当支給等（育児休業） 育児休業を取得する労働者の代替

<p>主な要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 育児休業取得者や業務代替者の業務の見直し・効率化を行う</li> <li>② 代替業務に対応した手当等の制度を就業規則等に規定する</li> <li>③ 育児休業取得者に7日（うち所定労働日が3日）以上の育児休業を取得させる</li> <li>④ ③の育児休業中の業務代替期間について、手当等による賃金増額を行っている             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手当は代替内容を評価するものであり、労働時間に応じて支給される賃金でないこと</li> <li>・ 手当総額で1万円以上支給していること（最低支給額の基準）</li> </ul> </li> <li>※ 1か月未満の場合は、1日あたり500円と比較して低い方を基準とする。</li> <li>⑤ ③の育児休業期間が1か月を超える場合、育児休業終了後に原則として原職等に復帰させ、3か月以上継続雇用する（就業規則にも原職等復帰を規定化する）</li> </ul>
<p>助成額</p>	<p>対象育児休業取得者1名あたり、以下1, 2の合計額を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>1. 業務体制整備経費：5万円</b> ※ 育児休業期間が1か月未満の場合は2万円</li> <li><b>2. 業務代替手当：業務代替者に支給した手当の総額の3/4</b> &lt;プラチナくるみん認定事業主は4/5&gt; ※ 手当の対象人数に関わらず、支給総額を対象として計算。10万円/月が助成金の上限 ※ 代替期間12か月分まで対象</li> <li>● <b>有期雇用労働者加算</b> 対象育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に、支給額に1人あたり10万円を加算 ※ 業務代替期間が1か月以上の場合のみ対象。</li> <li>● <b>育児休業等に関する情報公表加算</b> 自社の育児休業取得状況等に関する情報を公表した場合、支給額に1回限り2万円を加算</li> </ul>

### II 手当支給等（短時間勤務） 育児短時間勤務を利用する労働者の代替

New

<p>主な要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 制度利用者や業務代替者の業務の見直し・効率化を行う</li> <li>② 代替業務に対応した手当等の制度を就業規則等に規定する</li> <li>③ 制度利用者に1か月以上の育児のための短時間勤務制度を利用させる ※ 1日所定労働時間7時間以上の労働者が、1日1時間以上短縮した場合が対象</li> <li>④ ③の制度利用期間中の業務代替期間について、手当等による賃金増額を行っている             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手当は代替内容を評価するものであり、労働時間に応じて支給される賃金でないこと</li> <li>・ 手当総額で3千円以上支給していること（最低支給額の基準）</li> </ul> </li> <li>※ 1か月未満の場合は、1日あたり150円と比較して低い方を基準とする。</li> </ul>
<p>助成額</p>	<p>対象制度利用者1名あたり、以下1, 2の合計額を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>1. 業務体制整備経費：2万円</b></li> <li><b>2. 業務代替手当：業務代替者に支給した手当の総額の3/4</b> ※ 手当の対象人数に関わらず、支給総額を対象として計算。3万円/月が助成金の上限。 ※ 子が3歳になるまでの期間が対象（支給申請は1年ごと）。</li> <li>● <b>有期雇用労働者加算</b> 対象制度取得者が有期雇用労働者の場合に、支給額に1人あたり10万円を加算 ※ 業務代替期間が1か月以上の場合のみ対象。</li> <li>● <b>育児休業等に関する情報公表加算</b> 自社の育児休業取得状況等に関する情報を公表した場合、支給額に1回限り2万円を加算</li> </ul>

## 2 新規雇用

育児休業を取得した労働者が行っていた業務を代替する労働者を新規に雇い入れた場合（新規の派遣受入れを含む）に、業務を代替した期間の長短に応じた額を支給します。

### Ⅲ 新規雇用（育児休業） 育児休業を取得する労働者の代替

主な要件	<p>①育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規に雇い入れる（新規の派遣受入れを含む）</p> <p>②育児休業取得者に7日（うち所定労働日が3日）以上の育児休業を取得させる</p> <p>③①で雇い入れた労働者（下記に該当）が、②の育児休業期間中に業務を代替する</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・育児休業取得者との同一の事業所及び部署で勤務している</li><li>・所定労働時間が育児休業取得者の2分の1以上である</li></ul> <p>④②の育児休業期間が1か月を超える場合、育児休業終了後に原則として原職等に復帰させ、3か月以上継続雇用する（就業規則にも原職等復帰を規定化する）</p>
助成額	<p>対象育児休業取得者1名につき、「育児休業期間中に業務代替した期間」に応じて以下の額を支給。</p> <p>7日以上14日未満 : 9万円 &lt;11万円&gt;</p> <p>14日以上1か月未満 : 13.5万円 &lt;16.5万円&gt;</p> <p>1か月以上3か月未満 : 27万円 &lt;33万円&gt;</p> <p>3か月以上6か月未満 : 45万円 &lt;55万円&gt;</p> <p>6か月以上 : 67.5万円 &lt;82.5万円&gt;</p> <p>※&lt;&gt;内の額は、プラチナくるみん認定事業主への割増支給額。</p> <p>※7日以上の育休は3日以上、14日以上の育休は6日以上が所定労働日であることが必要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●<b>有期雇用労働者加算</b> 対象育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に、支給額に1人当たり10万円を加算 ※業務代替期間が1か月以上の場合のみ対象。</li><li>●<b>育児休業等に関する情報公表加算</b> 自社の育児休業取得状況等に関する情報を公表した場合、支給額に1回限り2万円を加算</li></ul>

#### <支給の上限>

- ・Ⅰ手当支給等（育児休業）、Ⅱ手当支給等（短時間勤務）、Ⅲ新規雇用（育児休業）全てあわせて
- ・1事業主1年度につき対象育児休業取得者と制度利用者の合計で10人まで
- ・初回の対象者が出てから5年間を上限に支給します。
- ※ただし、初回の対象労働者が生じるまでにくるみん認定・トライくるみん認定を受けている事業主は、「令和11年3月31日までに合計50人まで」となります。
- ・同一労働者の同一の子に係る育児休業・短時間勤務については、Ⅰ～Ⅲのいずれも1回に限り対象となります（ただし、Ⅱについては、支給申請は制度利用1年ごとに行う必要があります）。また、同一の子にかかる育児休業については、ⅠとⅢはいずれか一方のみが対象となります。

#### <対象となる休業・制度利用>

- ・育児休業中に休業取得者が就労している場合や短時間勤務中に制度利用者が時間通りに勤務しなかった場合など、対象期間から除外される場合があります。
- ・複数の期間に分割して2回以上の育児休業や短時間勤務制度を取得・利用している場合でも、利用実績を合算できることがあります。

#### <制度の適用開始時期>

- ・育休中等業務代替支援コースは、令和6年1月1日以降に育児休業が開始した場合（※）・育児短時間勤務が開始した場合を対象とします。
- ・現行制度のうち、出生時両立支援コース（第1種のうち代替要員加算）、育児休業等支援コース（業務代替支援）については、令和5年12月31日までに育児休業が開始した場合（※）までが対象です。
- （※）産後休業の終業後引き続き育児休業をする場合は、産後休業が開始した場合

#### <既存制度との併用>

- ・育休中等業務代替支援コースは、同一の育児休業について、既存の出生時両立支援コース（第1種）及び育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例以外）と併用可能です。

◎上記以外にも詳しい支給要件があります。また、支給申請に必要な書類や申請の期限などについてもそれぞれ決まりがありますので、厚生労働省HPをご参照いただくか、管轄の都道府県労働局（助成金の申請先）へお問い合わせください。

両立支援等助成金 厚生労働省 検索

